

徳島県告示第百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ徳島大松

徳島市大松町榎原外七七―一―ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示
令和七年徳島県告示第四百九十号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要
騒音の発生に係る事項

施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。

周辺住民との間に騒音問題が発生した場合は誠実に対応すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和八年三月六日から同年四月六日まで